



伏見橋交番だより

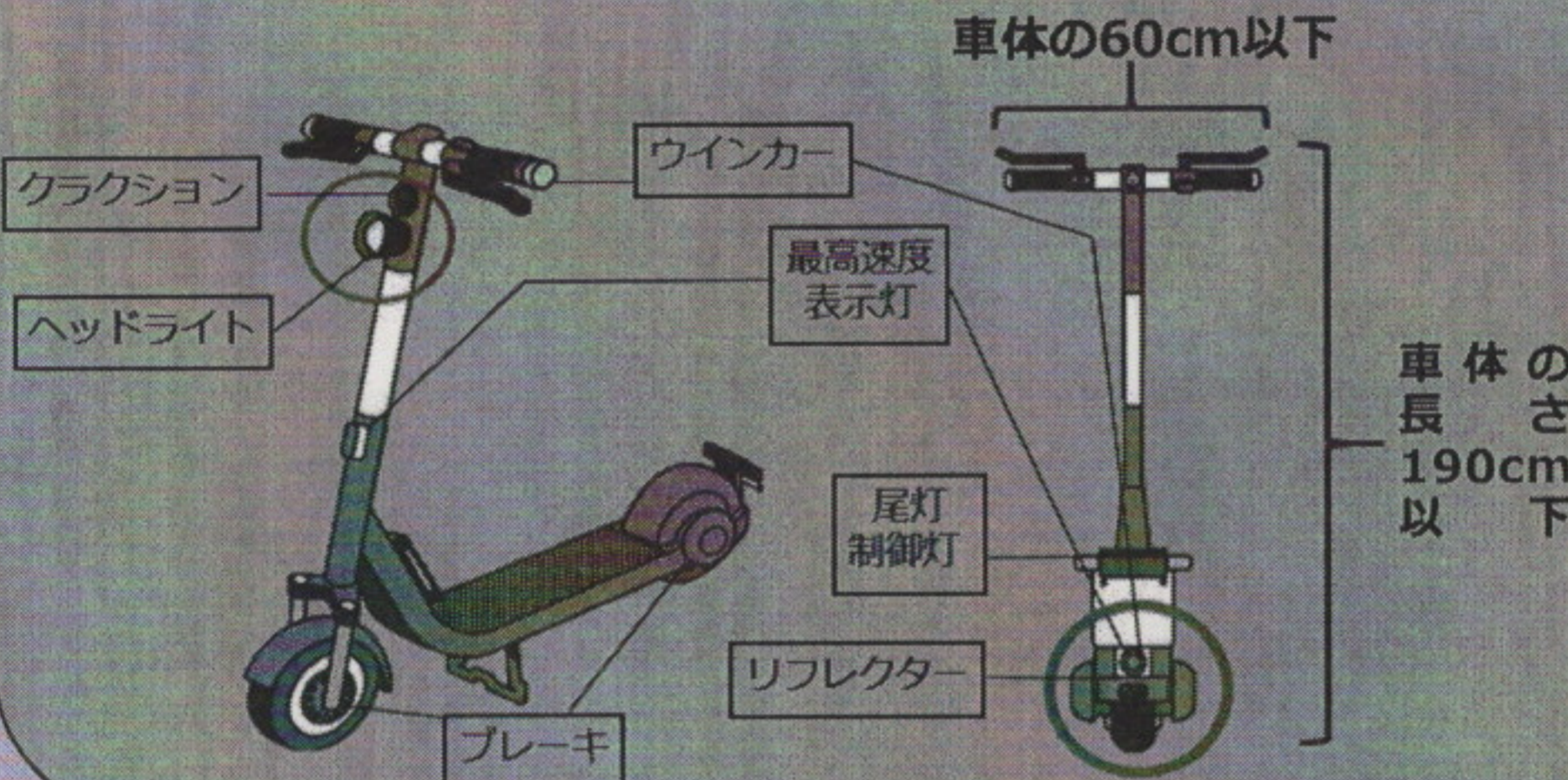
令和5年9月号
金沢中警察署
伏見橋交番
TEL247-4017

乗るなら交通ルールを知ってから

令和5年7月1日
施行

～特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード)について～

特定小型原動機付自転車の規格



- 20km/hを超えて加速することができない構造
- 最高速度表示灯(緑色に点灯又は点滅)が備えられている。
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 地方税法に基づく軽自動車税の納税、ナンバープレートの取得、表示

主な交通ルール

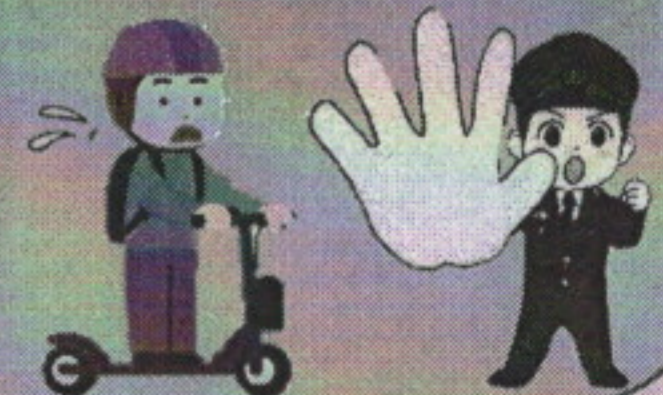
- 原則、車道通行です。
低速モード(時速6km/h以下)で走行する際は、路側帯及び (自転車歩道通行可)の標識がある歩道を走行することができます。
- 信号を守りましょう。
原則として車両用の信号に従います。
- 一時停止を守りましょう。
- 横断歩道に歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を横断させましょう。
- スマートフォン等を使用しながらの運転は禁止です。
- 交差点を右折する際は、二段階右折をしなければなりません。

運転できる年齢

- 運転できるのは、16歳からです。
小学生や中学生は運転できないので注意しましょう!
- 特定小型原動機付自転車の基準を満たす場合は、16歳以上は運転免許は必要ありません。

違反した場合

ルールを守らなかった場合、自動車などと同じように交通違反として検挙されます。



詳細についてはコチラをご覧ください。
(警察庁作成動画)